

事業者向け

『電子帳簿保存法 改正のポイントと対策について』

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において「電子帳簿保存法」の改正が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行われました。

既に今年の1月から施行されている改正電子帳簿保存法。施行から半年以上が過ぎているため、本来であればすでに多くの企業が対応しているはずですが。

しかし施行直前に、宥恕（ゆうじょ）措置としての猶予期間が2年間設けられたため、現在はその猶予期間となっていますが、令和6年1月1日には完全義務化となるためすべての事業者の対応が必要です。

■日時：令和4年**12月15日(木)** 19:00~21:00

■会場：虹流館くぐの
高山市久々野町無数河580-1

■講師：税理士**奥田朋子**氏

平成5年に税理士事務所を開設、市内商工会の税務相談をはじめ、下記の業務を行ってまいります。

【主な業務内容】

- ・税務、経理、財務、会計、決算に関する業務
- ・独立、開業支援に関する業務
- ・経営相談・コンサルティング業務



電子保存義務化の対象となる取引とは

事業者に求められる電子保存の方法とは

2年間の猶予期間の内容とは

受講申込書 ※切り取らずにFAXしてください

こちらからもお申し込みいただけます



高山南商工会行

FAX 0577-52-2343

申込締切日：12月12日(月)

| | | | |
|------|---|--------|--|
| 事業所名 | | 氏名 | |
| 住所 | 〒 | TEL | |
| FAX | | e-mail | |

※ご記入いただいた個人情報は、本セミナーの運営以外の目的で使用することはありません。

お問合せ

高山南商工会
〒509-3214 岐阜県高山市久々野町無数河580-1
電話0577-52-3460 FAX0577-52-2343

主催 岐阜県商工会連合会 飛騨ブロック広域支援室 共催 高山南商工会
(この事業は制度改正等の課題解決環境整備事業として開催します)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、急きょ延期させていただく場合があります。